

モーターボート競走事業総代連合会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、モーターボート競走事業の円滑な運営に協力する蒲郡市総代連合会（以下「連合会」という。）に対し、モーターボート競走事業総代連合会交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付対象事業は、連合会を構成する各総代区が実施する次に掲げる事業（以下「事業」という。）とする。

- (1) 各種犯罪又は迷惑行為の予防及び警戒
- (2) 生活環境の保全及び整備
- (3) 社会教育活動
- (4) 学童等の安全誘導
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、年額4,750千円とする。ただし、予算措置がなされない場合は、この限りでない。

(交付金の交付申請)

第4条 連合会は、交付金の交付を申請しようとするときは、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、当該年度の5月末日までに市長に申請しなければならない。

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定するとともに、交付金の交付を申請した連合会に対し補助金等交付決定通知書（規則第2号様式）により通知しなければならない。

(交付方法)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた連合会から、交付金の全部又は一部について前渡による交付の請求を受けたときは、その内容を確認

し、適当と認めたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 第5条の規定による交付金の交付決定を受けた連合会は、当該年度終了後40日以内に補助事業実績報告書(規則第3号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該実績報告書の内容の審査を行う等により、当該報告に係る事業の成果が交付目的の内容に適合すると認めたときは、交付金額を確定し、当該報告をした連合会に対し補助金等確定通知書(規則第4号様式)により通知しなければならない。

(帳簿等備付)

第9条 交付金の交付を受けた連合会は、連合会事業に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。